

第 3 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

農林水産省大臣官房政策課

第 3 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 4 年11月11日（金）13：30～15：34

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

（有識者ヒアリング）

テーマ：国際的な食料安全保障に関する考え方）

3. 閉 会

【配布資料一覧】

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿 |
| 資料 2 | 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第 3 回）ヒアリング者一覧 |
| 資料 3 | 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化
（国際的な食料安全保障に関する考え方） |
| 資料 4 | 福山市立大学都市経営学部資料 |
| 資料 5 | 一般社団法人全国フードバンク推進協議会資料 |
| 参考資料 | 食料・農業・農村基本法 |

午後 1 時 3 0 分 開会

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから第 3 回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

なお、野村農林水産大臣におかれましては、公務のため遅れて出席予定となっております。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は磯崎委員、上岡委員、真砂委員が所用により御欠席となっております。現時点で本審議会委員の出席者は 17 名であり、食料・農業・農村審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による定足数であります 3 分の 1 以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたします。委員の皆様には公表する前に内容の確認を頂きますので、御協力をお願いいたします。

それでは、この後の司会の中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 皆様、こんにちは。部会長の中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は第 3 回目の開催となります。委員の皆様方におかれましては、よろしくお願いいたします。本日の審議会は 15 時 30 分まで開催する予定であります。

議題は食料・農業・農村基本法の検証等について、前回とは異なるテーマに関して有識者ヒアリングを行いたいと存じます。

それでは、開催に当たりまして、藤木農林水産大臣政務官から御挨拶を頂きたいと存じます。

○政務官 改めまして、皆さん、こんにちは。農林水産大臣政務官を拝命いたしております藤木眞也です。

本日は第 3 回の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中お集まりを頂きましたことに厚くお礼を申し上げます。

本日のテーマは、国際的な食料安全保障に関する考え方ということで、福山市立大学教授の清原昭子様、全国フードバンク推進協議会代表理事の米山廣明様のお二方にお話をお

伺いすることにしております。委員の皆様には、清原様、米山様からお話しいただく内容を踏まえ、活発な御議論を賜ることをお願い申し上げまして、私の御挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になります。

○中嶋部会長 藤木政務官、どうもありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと存じます。

本日は食料の安定供給の確保のうち、今、御紹介いただきましたとおり、国際的な食料安全保障に関する考え方をテーマにお二人のヒアリングを行いたいと思います。

資料2のヒアリング者一覧を御覧ください。

これも今、御紹介がございましたけれども、まず基本法検証部会の委員も務められていらっしゃる福山市立大学都市経営学部教授の清原昭子様でございます。清原様からは地域経済学の御専門のお立場から、食料安全保障の概念や食料品アクセス等について御説明をお願いしております。

続きまして、一般社団法人全国フードバンク推進協議会代表理事の米山廣明様でございます。米山様からは全国フードバンク推進協議会としてフードバンク活動や困窮世帯への相談支援等に携わるお立場から、フードバンク及び日本における経済的困難者の実態について御説明をしていただくことになっております。

お二人からの御説明に先立ちまして、事務局から背景説明として国際的な食料安全保障に関する考え方をキーワードに食料・農業・農村をめぐる情勢の変化について説明をしていただきます。

それでは、杉中総括審議官、よろしくお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。

資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、フォーマットはこれまでのとおりですけれども、3ページを御覧いただきまして、現行の食料・農業・農村基本法における食料安全保障の位置づけということで説明をさせていただきます。資料が多いので、かなり割愛しながら説明をさせていただきます。

まず、現行基本法で食料安全保障という言葉が出てくるのは19条の不測時における食料安全保障ということでございます。それ以外の場合につきましては、基本的に食料の安定供給という概念で説明をしています。この左側の下丸には、我々が整理したものですけれども、平時においては食料が安定的に供給されれば基本消費者までもものが届けられて、消費者も買うことができるということなので、安定供給が課題であったと。食料安全保障

が問題になる凶作であるとか海外からの食料供給が途絶するといったときには、生産、流通、分配について政策関与しなきゃいけないということで、現行の基本法は、平時は食料安定供給、不測時になって食料安全保障という建てつけで整理をしているのではないかと、いうふうに考えています。

不測時の食料安全保障でございますけれども、4ページ以降で、平成24年に農水省が緊急事態食料安全保障指針というものを作っておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。これは食料安全保障対策として、リスクに応じてレベル0から2、2というのが本当の不測の事態でございますけれども、あと、不測の要因の起こり得るようなものの整理、不測の事態が起きたときの体制等について、この指針の中で整理をしております。

次の5ページ目ですけれども、これは省内を中心とした政府の指針に基づく実施体制を整理しています。また、平時から不測が起きたときの備えとしてシミュレーション等を行っております。6ページにこれを御説明させていただいております。以下、こういう前提を踏まえて、国際的な食料安全保障と日本の食料安全保障の比較ということが今回のテーマでございます。

最適な食料安全保障ということですが、8ページに国際的な食料安全保障のベースとなっている定義ですが、1996年のFAO食料サミットで食料安全保障という定義がなされました。基本的に国連においては、随時いろいろ食料安全保障の会議が進められておりますけれども、基本この定義に基づいて議論が行われております。

FAOの定義でございますけれども、赤字の入っている2行ですが、食料安全保障というのは、「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときに達成される。」という定義になっております。FAOにおきましては、そういった食料安全保障を確保する4つの要素があると。1つは食料がちゃんと供給されているか。食料安定供給ですが、フードアクセスということで国民がしっかり食料にアクセスできているか。あと、ユーティリゼーションというのは安全で栄養価の高い食品というのを摂食できるか。しかも、そういった安定的に消費できるかというこの四つの概念から整理をされております。

以上、こういったFAOの定義に従った観点での政策を導入している国の事例というのを紹介させていただきます。

9ページを御覧ください。これは2020年にできました英国農業法について説明をさせ

ていただきます。

この2020年の英国農業法、もともとの必要性というのはイギリスがEUから離脱するに当たって、EUの共通農業政策、それによる直接支払からの転換を図る必要がある、そういう観点から作ったものでございますけれども、農業法におきましては、1番の財政支援の次の2番として食料と農産物市場という中で食料安全保障について触れております。この中では右の上の括弧にありますけれども、イギリスでは3年に1回、食料安全保障に関するレポートというのを作成しなければならないと。そのレポートというのは、ここに書いている五つの要素、世界の食料供給能力、食料供給源、フードサプライチェーンの強靱性、食料に対する家計支出、あと、食品の安全性等に基づいて作らないといけないということになっています。また、不測の事態の宣言というので、不測時に対する対応についても規定されています。

さらに、サプライチェーンの透明性と公正な取引を行う義務という規定もございまして、この中で公正な取引というのを行わなければならないとか、そのために必要な契約の書面化、あと、契約記載事項などを定めているところです。

10ページは、その食料安全保障レポートというものを書いたところの条文の和訳でございます。

11ページ以降は簡潔に説明をさせていただきますけれども、今のイギリス農業法に基づいて2021年に初めて英国食料安全保障報告書が出されました。これにつきまして、五つのテーマに基づいて多くの指標を用いて総合的に情勢を分析するということを行っております。

まず、11ページにつきましては世界の食料供給能力ということで、全世界における食料の生産の供給能力であるとか、1.1に入っているリン鉱石と肥料等の埋蔵量であるとか、国際的な食料需要の増加等について分析をしております。12ページはイギリスの食料供給ということで、イギリスの生産能力であるとか、それを支える耕地面積であるとか、輸入の状態を品目ごとに掲出するとか、あと、下の方になりますけれども、2.2以降につきましてはフードロスの問題であるとか、生産についての持続性の問題の分析等を行っております。

13ページでございますけれども、フードサプライチェーンの強靱性ということで、食品を届けるフードサプライチェーンが強靱かどうか、特に物流の観点であるとかいろんなサイバー攻撃に対する備えであるとか、そういったことについて分析を行っております。

14ページですけれども、テーマ4として家庭レベルの食料安全保障ということで、まず家庭で栄養ある食品の入手可能性がちゃんとあるか、合理的な価格で購入できるか等について分析を行っているところです。その中で学校給食であるとかヘルシー・スタート・バウチャー・スキームというような支援スキームについても分析を行っております。

15ページですけれども、食品安全と消費者の信頼というテーマで英国の食品の安全性、あと、消費者の認識、そういうものについて分析を行っているところでございます。

次に、16ページでございます。これはフランスの例でございますけれども、フランスにつきましても、2010年に農業・漁業近代化法とそれを改正する形で農業・食料・森林未来法というものを2014年に制定されましたけれども、基本的に2010年につきましてはFAOの定義をそのまま引用する形で政策の目的と置いていまして、2014年はそれに付加する形で雇用の推進であるとか環境の保護とかを付け加える形で政策を推進するということになっています。

その実施の方法ですけれども、左下のちょっと字が小さくて申し訳ありませんけれども、農業・食料・森林未来法の中で食料政策と農業政策の全国的な計画の下に地域圏食料プロジェクトということで、各地域においてそれを統合したプロジェクトを行うという立てつけを行っています。

具体的な方法ですけれども、17ページを御覧いただきたいんですけれども、基本的にチェックシートというのがあって、これは一例ですけれども、各地域で診断というのを行って、自分の地域圏においてどのような問題を抱えているかというのをチェックして、そのチェックしたことについて地域圏においてプロジェクトを行うという形で、したがって、地域圏ごとに、生産地域においては生産的な課題、都市部においては消費への課題みたいなものを、重点的にプロジェクトを行うという形になっております。

18ページはそういった地域圏食料プロジェクトであるとか、特に食品アクセス困難者のような消費者問題について取り組むようなことで、フランスが支援を行っているということについて情報提供をさせていただいています。

次に、19ページですけれども、平時と不測時の切替えについて、不測時の食料安全保障というのを法令で定めている例でございます。

まず、左側は2020年の英国農業法ですけれども、先ほど言った平時の食料安全レポートに加えて、市場の不測事態宣言ということで、農業市場が著しく混乱にあるとか、それが農業者に重大な悪影響を及ぼすときに不測の事態だという宣言を行って、そういう宣言

を行ったときに必要な支援を行うであるとか、あと、引き続き維持されているEU規則というものの修正を行うというようなことが行えるようになっていきます。

また、ドイツにおきましても、2017年にドイツ食料確保準備法という法律ができました、これは1965年の冷戦下で戦争が起こったときの食料確保、あと、1990年のチェルノブイリ原発に応じてできた食料準備法というのを合わせていろんなリスクに備えて食料の確保を行うということでございます。供給危機というのに関して必要な措置を行うということになっておりますけれども、供給危機については戦争であるとか自然災害、重大な事故、妨害行為、経済危機等により生存に必要な食料需要の充足に深刻な危機が発生して公権力の介入なしに是正できない事態というものにつきまして、そういう危機が生じたときに法規命令というものを出して、この（２）に書いてあるような命令を行うことができる。また、供給危機に備えるための準備に関しても、必要な備蓄であるとかそういう命令を出せるというような法制度を取っているところでございます。

次に、20ページ以降でございましてけれども、こういったFAOの定義に備えた形での日本の現状ということについて分析を行っております。

まず、21ページは第１回でやった内容ですけれども、食料供給について輸入食品に関するリスクというのが増えてきて、平時においても不安定要素が増しているという内容について再掲をさせていただきました。

また、22ページ以降でございましてけれども、これも前回やったものでございましてけれども、価格形成の在り方に安定性を欠いていると。これをちょっと流通面から若干見てみました。

23ページはデフレ化が進んでいると前回説明があった内容でございましてけれども、24ページは流通構造の変化ということで、中央卸売市場の取引構造ということでございまして、かつてはせり・入札というのが大半を占めていたんですけれども、現在では卸と仲卸の間で相対による取引が91.5%と大宗を占めるようになって、かつてと比べると出荷者、卸売事業者、仲卸業者、実需者の取引関係というのが見えにくくなっていると。若しくは十分な調査を行っていないという問題が生じております。

次に、25ページでございましてけれども、市場経由率というの落ちてきており、ここも相対でございまして、更に取引の実態というの把握できなくなっていると言えます。

26ページでございましてけれども、流通段階で生産者から不当に低価格で搾取しているというのではなく、これは卸売事業者、仲卸事業者、小売事業者の利益率を書いたもので

すけれども、いずれも非常に営業利益率が低いということで、前回あったように低価格にするために生産だけではなくて中間の流通段階、あと、小売段階も非常に低い利益率で食品を売っているという構造が見えてくるというふうに思います。そういう意味では、生産だけではなく、こういった流通事業者、小売事業者も含めた適切な価格形成が重要になってきているのではないかとというふうに考えております。

27ページでは更に流通の実態が変わってきているという形で、コンビニエンスストアなどが食品流通において重要な役割を占めてきております。最近ではドラッグストアというようなものが生鮮食品、加工食品について重要な地位を占めるようになってきているということです。

28ページは前回の補足でございますけれども、農業者の原材料費高騰に関する受け止め方ということで、これは政策金融公庫が行ったアンケートでございますけれども、農業者については販売価格への転嫁が必要と思っている層というのがかなり少ない。一番多いのは補助金を利用したいとか、仕入れの価格をカットするということで、分野によっては価格転嫁が必要という認識を持っているところでございます。

29ページでございますけれども、これは前回Egalim法の内容を簡単に説明しましたがけれども、より詳細にというリクエストもありましたので、全体のスキームを再度説明させていただきます。

Egalim法とEgalim 2法を踏まえた価格形成のところの概要でございますけれども、まず、Egalim法、Egalim 2法というのは基本的に農事・海洋漁業法典という農業に関する法典と、あと、商法典、加工・流通業者、流通を定める法律の両方を書いているものでございます。まず、農事・海洋漁業法典については、生産者と最初の購入者の間で契約を行うときに書面化を義務づけていると。この書面では価格形成のフォーミュラであるとか契約期間といった7つの要素について記入するということを義務づけております。

さらに、生産者でそういう契約を行うのが難しいということもありますので、認定生産者組織、これは日本の農協に近いものでございます。それが代理で枠組み協定という形で契約を行うことができると。さらに、価格の在り方については専門職業間組織という生産・加工・流通・販売の代表組織が入った組織というのが品目ごとにございまして、それが生産コストの指標というものを示していて、基本この指標を参考にしながら価格を決定していくということになっています。こういった最初の書面に基づく契約について紛争があったときには調停を行うという仕組みです。また、最初の購入者以降、購入に至る流通

についても規定がございまして、一つはそういったものを供給する人は自分の売っている農産物の原料品というのはどれぐらいの割合があるかというのを出さないといけない。基本農産物の原料分については聖域化と呼んでいますけれども、価格の交渉の対象外にしないといけない。さらに、不当な対価の要求であるとか原価割れ販売などを禁止するということです。ちなみに、こういった組織枠組みについてはE U全体の中でC M Oという規則がございまして、その中で独禁法、E Uの場合は競争法がE U全体でありますので、適用除外という措置を受けているところでございます。

価格形成につきましては30ページ以降でございます。食品流通については、ものを運ぶ力というのが落ちているのではないかと。特に31ページでございまして、2024年問題というのがございまして、今の食品流通というのはトラックによる結構労働条件的に厳しい輸送に支えられております。けれども、2024年以降、労働法規則の適用も含めて年間960時間という上限規制を設けるということ、これによって輸送費というのは更に増加するというところと、運べないようなことも出てくるのではないかというふうに考えます。

32ページにつきましては、ものを売るところというのもアクセスが重要なんですが、食料品の店舗数というのも減少してきていると。コンビニがあつて若干増えていますけれども、コンビニも地域によっては減少が起こっておりますので、今後減っていくだろうと。そういう中で33ページですけれども、食料品アクセス困難人口、いわゆる買い物難民というものが全国的に増加しております。増加人口というのは、地方部というのは増加していないように見えるんですけども、これは人そのものが減っておりますので、人口的には増加をしていなくてもアクセスの問題がございまして、最近では都市部でアクセス困難人口というのが増えております。

34ページは食料品の店舗の密度でございまして、これは今言ったアクセス困難人口の多い少ないというところと関係なく店舗の数というのは減っておりますので、食料品アクセスの問題というのは全国的な課題になっていくと思われます。

35ページは農村部の問題ですけれども、やはり高齢化が非常に高いところというのは食料品アクセスだけではなくて、いろんな公的サービスというものに関しても非常にアクセスが悪いと。これがこういったところの地域の居住環境の悪化につながっているのではないかというふうに考えております。

36ページでございまして、食料品アクセスにつきまして人口が増えています。

これは75歳以上というのが増えておりますので、やはり食料品アクセスというのは高齢者の問題と密接に関係していると。それについて多くの市町村が対策を行っているところでございます。

37ページにつきましては、そういった中で特に小規模な都市で対策が必要という認識が強く、その理由として、住民の高齢化と地元小売業が廃業しているというふうなことが書かれています。

38ページ以降でございますけれども、これは買う側の力ということで、いわゆる経済的弱者の問題でございます。

39ページを御覧いただきたいんですけれども、日本の貧困率というのはほぼ横ばいなんですけれども、各国と比較した場合、日本の貧困率というのはかなり高いということ。あと、絶対的な貧困に至らない層で、この右下のグラフにあるように所得の分布というのが明らかに下方に推移しておりますので、貧困ではないんだけど所得が低い層というのが今後増えていくというふうに思います。

あと、40ページは都道府県別の貧困率の推移を示したものでございます。地域によって大きな差はございますけれども、近年、昔はかなり低かった都市部においても貧困層というのが上がってきているというふうに見ることができます。

貧困と健康な食生活の関係ですけれども、41ページを見ていただければ、いわゆる健康な食生活、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事というのを1日2回以上とっているというもので、ほとんど毎日と回答した世帯所得は600万以上というのが多いのに対して、明らかに200万未満の世帯で優位に低いと、所得が低いと健康な食生活ができなくなっているという傾向がございます。

42ページはそれを分類層で比較したものでございまして、こういった健康な食生活を送ることができない理由ですけれども、200万未満というのが600万以上に比べて食費の余裕がないというのが大きく、これが有意な差としてありますし、600万以上の人というのは外食が多いからという理由が多いと。やはり貧困な人というのは食費、経済的な問題で健康な食生活というのを送ることは難しいということがあります。

43ページ、44ページですけれども、そういった取組に対応するため、日本でもフードバンクであるとか子ども食堂という取組は相当数を増やしてきておりますけれども、アメリカ、フランスといった先進的な取組をしているところに比べると、依然として規模が小さいという実態でございます。

以上、駆け足になりましたけれども、最後のまとめでございます。46ページですけれども、まずポイントでございますけれども、国際的な食料安保というのは、国民一人一人が健康な食生活を享受できること、これを位置づけているというのが主流で、各国ともそういう考えの下で食料安保施策を行いつつある。その例として、イギリスは平時において定期的に食料安保に係る指標をチェックする仕組みを取っている。日本におきましても、こういった平時における食料安保、これは輸入リスクの話であるとか人口減少が進む中でものを流通させることができない地域が増えてきているであるとか、経済的弱者が増加して、経済的理由で健康な食生活を維持できないというような人が増加してきておりますので、こういった個人ベースの食料安保の問題というのが起きているのではないかと。そういうことを踏まえまして、こういう施策を考えていくことが必要ではないかという提案でございます。

論点の1つ目は、食料安保を平時の問題として捉え、輸入リスクへの対応や国民一人一人が健康な食生活を享受するということを位置づける必要があるんじゃないか。そういった国民の健康な食生活を維持するには、都市部も含めた形で以下のような政策を考えていく必要があるのではないかと。2つ目は、食品アクセス困難者や経済的弱者への対策の在り方。また、こういう人たちを含めて健康な食生活の実施に向けた知識というのを消費者対策として必要がある。こういった食料品アクセスの問題を起こさないためには、地域の食品製造・流通・小売、この供給体制を維持していくということが重要でございます。3つ目は、食料安保については、平時の食料安保の課題に対して国民の視点に立って、食料安保の観点から改善をチェックするというイギリス的な仕組みの導入というのにも検討の必要があるのではないかと。最後に、不測時につきましても、食料安保の定義の明確化、あと、不測時の対応について改めて検討する必要があるのではないかとというふうに考えております。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、有識者ヒアリングに移ります。

まず、福山市立大学都市経営学部の清原様、よろしくお願いいたします。

○清原委員　御紹介いただきました福山市立大学の清原と申します。本日はありがとうございました。私自身は農学部出身なのですが、農学部勤務したことはなく、これまで栄養系の学部、それから、現在は福山市立大学、福山市は人口46万人ほどの都市なので

すが、そういう地方都市の市立大学で都市経営学部、いわゆる地域系の学部だと思うのですが、そういうところで研究を続けてきております。そういった経緯から、ふだん見ております風景がちょっと皆さんとは違うかもしれません。そういった観点から、1枚スライドを送ってください。

2枚目に上げたように、なぜフードシステムに着目するのか、それから、全ての人々のフードセキュリティを取り巻く環境の変化、それから、どのような食料政策が必要なのか、こういう内容で今日はお話をしたいと思います。

1枚送ってください。御紹介いただいたとき、国際的な食料安全保障についての説明ということになったのですが、実は先ほど農林水産省の方から頂いた説明でかなりそちらの方はされておりますので、国内でそれを達成していくにはどのようなことが必要なのかという観点で今日はお話をしたいと思います。

まず、フードシステムという概念です。御存じの方も多いかと思うのですが、それがなぜこの部会と関係があるのかというところがちょっと結びつかない方も多いかと思うので、改めてお話ししたいと思います。

フードシステムというのは、食料供給過程に関わる諸産業を連鎖した産業組織として捉える概念ということです。ここに書いておりますような農林水産業から始まって小売、外食までの川の流れのようにして考えることができます。これは当然ですが、どの産業が抜けても今日の食生活は成り立ちません。言い方を変えると、人々に食料を届ける仕組みだというふうに言えると思います。それからもう一つ重要な側面がありまして、各産業の中での競争の在り方とか産業間のつながり、事業者間のつながりが非常に相互に影響し合う。例えば、価格の問題などを1回目からずっと議論しておりますが、そういったこともここに含まれることです。特に今日では、川下の小売業の在り方などが川中、川上と遡って農業にまで強い影響を与えるというような構造になっている、こういった概念です。

先ほども報告がありましたように、FAOが言っております食料安全保障はそこに書いておりますように、全ての人がいかなるときにも活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食品を物理的にも社会的にも経済的にも入手可能な状態というふうに定義されています。これは食料・農業・農村基本法の目的、そこに小さく書いているのですが、これとも矛盾なく整合するもので、本来ならもう既に達成できているはずのものなのですが、これを今日再び考える必要がある。今日の状況の中で人々に本当に食料が届いているのかというのを考える必要があるというのが

現在の問題かと思います。

では、全ての人がいかなるときにも食料を入手できる食料安全保障というのはどういうものかという、これは平時においても有事においても物量的に食料があるだけでは達成できないということです。達成できない例として、例えば経済的なアクセスの問題、それから、物理的なアクセスの問題というのが幾つも研究者の間でもたくさんの報告がされています。例えば上二つの経済的なアクセスの問題は栄養学の分野での研究がたくさん積み重ねられています。

それから、物理的なアクセスの方の2点目を見てください。食料品店への近接性が高齢者、特に男性の方の食料摂取の多様性に影響を与える。既にお店に近い、遠いというのが食生活にも本当に影響が出ていると。殊に男性であることは、こういう状況に陥ったときに大きなリスク要因ということが分かってきています。幾つも例を挙げているので、全てを紹介することはできないのですが、こういった国内に曲がりなりにも食料は量としてあるにもかかわらず、良質な食品が届かない人、届きにくい人がいるという状態が現在の日本の状態ではないかと思います。このことを私は新たな飢餓であるとか都市における飢餓ではないかと呼んでいます。この問題に対処するためには、やはり食料を届ける仕組みに目を向ける必要があるかと思います。

では、今日のフードセキュリティ、全ての人々のためのフードセキュリティを取り巻く環境はどうなっているのかということで、日本国内の状態なのですが、食品製造業、例えばフードシステムの川中については前回、第2回の部会での事務局資料に詳細なデータがありました。また、流通業の物流の中のことについては、本日第3回の事務局資料、31枚目のスライド等にも出ています。当然ですが、農業については何度もこれからお話が出てくると思いますので、今日のところはフードシステムの中でも消費者が直接接点を持っている食品小売業について少し状態を見ていこうと思います。

右側に小さなグラフを載せているのですが、これは2007年から2012年までにかけての食料品を扱っていると思われる業種の年商の伸び率を見てもらっています。本来、小売業というのは日々の状況に影響を受けていますので、新しいデータを見るべきかとも思うのですが、コロナ禍の影響を強く受けた業種でもありますので、平時のフードセキュリティを考えるためにあえて今回はそれ以前のデータを見てもらおうというふうに思っています。

まず、このグラフを見てもらうと、スーパーマーケットの年商がやや停滞気味であって、それ以外の業種、特に医薬品小売業、この中に先ほどお話の出たドラッグストアなども含

まれているのですが、そういったところ、コンビニエンスストアなどが伸びてきている状態だったということが分かるかと思います。

ただし、コンビニエンスストアやドラッグストアというのは食料品だけを扱っているわけではありません。これは一般の方に対してそれぞれの食料品をどういうところで買っているかというのを調査した結果です。見ていただくと分かるのですが、多くの人がやはり食料品というのは基本的にスーパーマーケットで買うというふうに考えているようで位置づけています。ただし、生鮮食料品以外のカテゴリーになってくると、コンビニエンスストアやドラッグストアとかディスカウントストアなども利用されているということです。こういった基本的なところを踏まえた上で何が言えるかという、スーパーマーケットが停滞しているということは、家庭内食が減少しているということでもあるのですが、一方で減少しているとはいえ、人々は生鮮食料品などを必要としています。質の良いものを必要としています。その購買機会が縮小している可能性がある、そういうふうにも読むことができるのではないのでしょうか。

その上で、今度の表は2013年から2018年までの間にここに上げたような主食から酒類までの食料品について、業態別に購入額がどのように変化していったか、こちらも消費者に対する調査から出てきているデータなのですが、これを見ますと、スーパーマーケットがここに上げたような食料品については売上げを減らしている。一方で、コンビニエンスストアやドラッグストアなどでは、じわじわと売上げを伸ばしてきているのではないかというのが読み取れます。特に生鮮食料品以外のカテゴリーでの消費者の購買がこういう店舗では伸びていまして、スーパーマーケットの売場を侵食しているのではないかというふうに見て取れます。さらに、コンビニエンスストアのところを見てもらうと、嗜好品と嗜好飲料についてはマイナスになっています。既にドラッグストアがコンビニエンスストアのこういった売場の売上げも侵食しているのではないかというふうにも考えられます。

ここに上げている食品ですが、主食や調味料以外のところは、実は特売の対象となりやすいような食料品カテゴリーで、そういったところを安く売ることによって集客しているのではないか、そういうふうにも考えられます。また、こういった食料品は生鮮食料品に比べると管理が簡単です。そういうところがだんだんとほかの業態に移っていったのではないかというふうにも考えられます。

次に送ってください。

ここに上げているのは広島県と岡山県を中心とした主要スーパーマーケットがどんなふ

うに分布しているのかというのを主要なチェーンだけをちょっと取り上げて分布を見たものです。やはりどういうふうに立地しているのか、こういった地図で把握するというのも重要なことではないかと考えています。これによると、当たり前のことといえば当たり前ですが、大手チェーンや全国チェーンというのは人口集中地区に集中して出店しています。では、人口集中地区にたくさん店舗があるとすれば、更にどのように分布しているのかというのを詳しく見るために分析を試みた結果があります。

どういうものかという、左側は世帯を4タイプに分けています。2人以上の世帯、子供あり、子供なし、単独世帯、65歳以上、65歳未満というところで、世帯のタイプを分けて、今度はスーパーマーケットやコンビニエンスストアといった店舗がどれだけあるのかというのを岡山県、広島県内の60の市区町村のデータで関係を見たという結果です。つまりどんな世帯が多いとどんなお店が多いのかというのが分かるということです。

これを見ていただくと、小売業というのが誰に目を向けて出店しているのか、お店を出しているのかというのがうかがい知れるということですね。例えば表の中で星が入っているようなところは関連性があったというところですが、例えば子供あり2人以上の世帯、購買単価が高い層というふうにみなされるそうですが、こういうところにやはり大手のスーパーマーケットや大規模な店舗、表4には店舗の規模と世帯の属性がクロスしてあります。大規模な店舗や大手チェーンが多い、それから、中規模の店舗も多い。それから、子供なしの2人以上の世帯が多い市町村には小規模なスーパーマーケットや小規模な店舗が多い傾向があるということが分かります。それから、表3の方の一番下の列ですが、若年の単独世帯が多いところにはコンビニエンスストアやローカルのスーパーマーケットが多いというようなことが見て分かります。

この表で気になるのは一番下ですが、高齢の単独世帯、65歳以上の方というのは、どこにもマークが付いていないのがお分かりでしょうか。立地の戦略上対象外になっている、つまりスーパーマーケットが立地するときに余り対象になりにくい世帯ということ、つまり物理的なアクセスの問題というのがこういうところにも反映されている、このことがとても気付きな結果だと思います。このことから、全て市場に任せていて、スーパーマーケット等の立地を任せているのは本当に大丈夫なのかというようなことが読み取れます。

続いて、先ほども上げたスーパーマーケットの市場をだんだん侵食しているのではないと思われるドラッグストアですけれども、これは過去20年間に広島県福山市に対して大規模小売店舗立地法に基づいて新設の届けがあった、売場面積が1,000平方メートル以

上の店舗のリスト、つまり業態別のものを色で示しているのですが、緑色がスーパーマーケットで水色がショッピングセンターですが、この二つが恐らくスーパーのような品揃えをした食料品を売る場所であるというふうに見ることができると思います。だんだん年代が進むにつれてドラッグストアの新設が非常に多くなっているということが分かります。住宅街の中でも駅前でも非常に多くのこういった業態が見受けられます。最近、駅前の商店街などをちょっと学生と調査して回ったのですが、やはりそういうエリアでは高齢の方がドラッグストアあるいはコンビニエンスストアを中心に食生活を成り立たせているような実態も見て取れました。こういうエリアでの食生活がどうなっていくのかというようなことを考える必要があるのではないかと思います。

1枚送ってください。

では、このような実態を受けてどういった食料政策が要るのかということをも3点に分けて考えたいと思います。一つ目がやはり全ての人に届く仕組みをとということで、ここで上げるアクセスの悪い人というのは経済的弱者や高齢者だけではありません。そこに書いているような様々な属性を持った人たち全てに届く仕組みが必要だと思います。今のような店舗がなくなっていくであるとか、自分自身が年を取っていくとか、そういった理由でフードインセキュリティ、つまりフードセキュリティが満たされないような状態は誰にでも起こり得る問題であるということをもまず認識すべきだと思います。そのためにこれに対して、一定の品質の食料に対して誰もが身近な場所でアクセスできる環境を整える、権利としての食料アクセスを保障する仕組みが必要だというふうに思います。

また、そういった仕組みを作るときには、三つ目のポツのフードシステムの本流をやはり整えるべき、届く仕組みにする必要があるということです。どういうことかということ、そこに続けて書いています代替的なフードシステムを作るということは、市場の一部又は市場と切り離れた別世界を作り出すのではなくて、フードシステムの本流の在り方、ふだん私たちが流通させて食事をしていくもの、その流れを届けられる仕組みにする必要があるというふうな意味でここに書いています。

それから、四つ目の丸ポツですが、今の状況を考えますと、産業を縦断し政策を横断したような施策がどうしても必要だろうというふうに思います。品目ごとにフードシステムを農林水産業から川下の産業まで貫いたような、例えば専門職業間組織が形成できないか。輸入のときにこういった組織が模索されているというお話でした。そちらで可能でしたらこういうアクセスの問題でもできるのではないかとこのように思います。

また、今紹介したような事例は農業政策、食料政策、農村政策、地域政策とも関わりますし、福祉、栄養といった複数の政策分野が関わってくると思います。食料を人々に届けるという目標の下でやはり政策を横串にして問題解決のための政策を作っていく必要があるというふうに思います。

それから、どのような食料政策が必要かということで、二つ目はフードシステムの存続や健全性、冗長性というのを考慮に入れたものを作る必要があるということです。食品関連産業や事業者について成長するだけではなく、存続のための政策が必要ということです。例えば、先ほど大規模小売店舗立地法のデータを見てもらいました。出店するときにはたくさんのルールや規制があるように思うのですが、出店した後の、例えば退店をどうするのか、人々がもうそこに頼って生活しているのに収益性が上がらないからといって撤退することがどうなのか、あるいは事業活動の振る舞いについての社会的ルールがないのではないか、こんなふうに思います。

その次に書いている社会基盤としての食品事業者のための施策というのは、存続のために施策を取るということもあるのですが、もう一つはやはり今のような振る舞いですね。例えば小売業の川上には卸売や流通業があります。そういった産業の存続も含めた施策を考えていく、フードシステムがつながっていることを念頭に入れた政策を考えるべきではないかと思います。例えば現在、現状でも農林水産省では食品製造業者、小売業者間における適正取引推進のガイドラインというようなものを作成されています。こういったものはフードシステムのつながりを意識した事業の存続のための優れた施策だと思います。こういったことを拡張していく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、その下のポツになるのですが、効率性を追求した大規模な生産や大規模なチェーンも重要ですが、異なる仕組みも必要ということです。これをフードシステムの余裕とか冗長性というふうに言います。これは小規模な生産とか短い流通というのを確保しておくという意味です。それは、例えば平時では多様で豊かな食生活のためにまず必要です。規模の経済を生かした大規模生産とか安定した食料供給というのも必要ですし、一方で、個性的な食品が存在するというのも重要です。それが存在しなければ流通業がそれを見極めることもできないし、消費者が評価するということができなくなると思います。食文化というのは最終的にはこういった力量が失われることで失われていくのではないかなというふうに思っています。

もう一つ、小規模な生産をすることや限られた流通や伝統的である食品というのは差別

化の要件の一つでもあります。輸出の戦略などとも兼ね合わせると、必要な要素ではないかと思います。

それから、冗長性のあるシステムを維持しておくというのは緊急時の対応にもつながります。例として東日本大震災の際の仙台市内での小売業の事例がここに挙げてあります。地域密着型の小規模な小売店が自律的で迅速な意思決定によって、素早く大手のコンビニエンスストアやスーパーマーケットチェーンよりも迅速に事業を回復させて、人々に食料を供給したような例が挙げられます。

それから、地域経済とフードシステムとの関係ということで、京都市内での調査の結果から、大手のスーパーマーケットチェーンでの買い物では、地場のスーパーマーケット、それから、地場の商店の半分ぐらいしか京都市内に帰着しないといったようなデータも出ています。今言ったような社会的ルールをどう形成するかということですが、規制をかけるというのはあまり現実的ではなく、フードシステムの状態は地域によって異なりますので、それに応じた地域圏の食料プロジェクトのようなものが必要ではないかと思います。

それから、こういったプロジェクトを進めるには地方自治体の役割も必要になってくるかと思います。

最後に消費者に何が届いていないのかということです。これまでの部会でも何度も低価格志向の問題とか価格にコストを反映することができないといったような問題が出てきましたが、やはり人々が払う力、支出する力がない、その結果、食費が切り詰める対象になっているということです。贅沢でなくても一定の豊かさで食生活を送れるようにフードシステムの在り方を変えるべき、消費者を巻き込んだ食料政策や賃金の体系も含めた社会政策を提言すべきではないかというふうに思います。

一番最後に、消費者の位置づけを新しい政策の中では見直すべきだと思います。これは以前、パルシステムの生活協同組合さんのホームページから見つけて引用しているのですが、消費者が現代において備えるべき力というのが6つあるだろうというふうに言われています。上の4つはよく知られていることですが、下の2つ、赤で示している食べ物の作られ方、作る仕事ができる力というのが今認識されるべきではないかなというふうに思っています。こういった力によって極端な低価格志向とか鮮度志向、食品を大量に廃棄するようなライフスタイルを抑制できるのではないかと考えています。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、次に一般社団法人全国フードバンク推進協議会より米山様、よろしくお願い

いたします。

○米山氏 一般社団法人全国フードバンク推進協議会代表理事の米山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、私からは平時における食料安全保障について御説明させていただきたいと思えます。

まずページを送っていただきまして、目次ですが、国内フードバンク活動について御説明させていただいた後に日米の比較、貧困の実態、海外におけるフードバンクを介した食料安全保障対策、そして、平時における食料安全保障の必要性について御説明いたします。

まず、1 ページ目の国内フードバンク活動から御説明いたします。

フードバンクとは、という基本的な部分から御説明いたします。私どもが取り組んでおりますフードバンク活動は、食品企業において包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどまだ安全に食べられるにもかかわらず様々な理由で通常の販売が難しくなった食品のほか、一般家庭で余った食品なども寄附していただきまして、経済的な困難を抱える世帯や福祉施設、支援団体に無償で提供する活動のことをフードバンク活動と言います。

現在、国内では178団体のフードバンクが活動しておりまして、行政と連携して経済的な困難を抱える世帯への食品の支援、そのほか子ども食堂やパントリー団体などへの食品提供も行っております。

次に、2 ページ目をお願いいたします。

こちらはフードバンク活動における日米の比較になります。まず、フードバンク団体の数は日本の178団体に対し、アメリカが1,304団体でおよそ7.3倍の開きがございます。

次に、フードバンクの年間取扱量ですが、日本全体で6,000トンに対し、アメリカでは739万トンと1,200倍以上の差がございます。当然1団体当たりの取扱量にも大きな差がございます。日本の34トンに対してアメリカでは約5,700トンとこちらも170倍程度の差がございます。

また、日本国内の食品ロス発生量は下の1ポツのとおり520万トンとなっておりますが、国内のフードバンクの取扱量は6,000トンですので、食品ロス全体の0.1%程度しか扱えていないという状況でございます。一方、アメリカのフードバンクの739万トンという取扱量は国内の食品ロス発生量の520万トンよりも多くなっておりますので、本当に膨大な量の食品をアメリカのフードバンクでは取り扱うことができているという状況です。このようにアメリカではフードバンクが膨大な量の食品ロス削減と経済的な困難を抱える世帯

への食料供給に大きく貢献しております。

そして、なぜここまで日米の差が開いているのかという理由ですが、国内フードバンク団体は組織基盤が脆弱になっています。言い換えるとマンパワーを含む食品の保管・運搬・配布能力、これが脆弱であるために取扱量が少ないという状況です。一方、アメリカでは739万トンを取り扱うことができるだけのマンパワーを含む食品の保管・運搬・配布能力があるということでもあります。今後、海外のように国内のフードバンクの取扱量を増やしていくには、必ず国内のフードバンク団体の組織基盤を強化していくということが必要不可欠になるかと思います。

次に、3 ページ目をお願いいたします。

ここでは、数字だけではなかなか分かりづらい貧困の実態について、一例として保育士の目から見た子供の貧困について御説明いたします。保育園の保育士向けに行ったアンケート調査の記述回答を一部抜粋した内容になります。園児が貧困世帯で育てられていると思ったのはどのような場面・状況であったかという設問に対する回答を一部読み上げさせていただきます。

お腹が空き過ぎて、自分の分の給食だけでは足りず、他児の食べこぼしを拾って食べていた。食に関して異常な食欲さ。おかわりがないと崩れ落ちて泣く。床に落ちている食べかすや自分の足の裏についたごはんつぶなどちゅうちょなく口へ運ぶ。日々の食事の内容、白飯のみでお腹が満たされないときは水道水。朝食を食べておらず、外へ遊びに行ったが、ふらふらと部屋の方へ歩いて戻ってきてテラスに倒れ込んだ。給食やおやつをすごい勢いで食べ始める。量が給食の量だけでは足りず泣く。子供の機嫌が悪いときに「朝御飯を食べたか」と聞くと「食べていない。何もなかった」とよく答えていた。このような記述回答から、本当に大変な環境で暮らしている子供がいることを御理解いただけたかと思います。

ただ、1 点御留意いただきたいのは、この調査は2017年に実施されておりますので、もちろん昨今のコロナ禍や物価高騰の影響で生活が大変になる世帯は増えている、これはもちろんなんです、以前から大変な環境で生活せざるを得ない世帯が不測の事態だけでなく平時から存在しているという点に御留意いただき、この問題を平時の問題であると捉えていただければと思います。

次の4 ページ目につきましては、主に貧困であることを衣類などから気付いたという記述回答になりますが、本日は時間の関係で省略させていただきます。もしよろしければお

時間がある際に後ほど御一読いただければと思います。

次の5ページ目、海外におけるフードバンクを介した食料安全保障対策について御説明いたします。まず、現在の基本法の中で定められている食料安全保障の考え方ですが、先ほど事務方の皆様と、そして、清原先生からも御説明ございましたが、大事な部分になりますので改めて御説明をさせていただければと思います。

まず、国内の既存の考え方といたしまして、農作物の凶作や海外からの輸入の途絶など不測の事態において食料を安定的に供給することを主な目的として位置づけられております。一方で、5ページ目の上段にございますとおり、国際的な食料安全保障の概念としては、「全ての人がいかなるときにも」とまずうたわれておりますので、不測の事態だけでなく平時においてもということになります。そして、十分で安全かつ栄養ある食料を物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときに達成されると定義されております。つまり物理的という点では、先ほど清原先生から御説明があったように高齢者など食料品アクセス困難者が該当いたします。そして、経済的にもという点では、先ほど3ページから4ページ目で御説明いたしました経済的な困難を抱える世帯やその子供たちにも、当然ながら平時においても食料を安定的に入手する権利があるということが国際的な食料安全保障の概念の中では明確にうたわれております。

そして、5ページ目中段のとおり、欧米では平時における食料安全保障対策として、アメリカ農務省が所管する緊急食料支援プログラムやEUのFEADという枠組みの中で、政府が買い上げた余剰農産物をフードバンクを介して経済的な困難を抱える世帯に供給する、このような施策が実施されております。余剰農産物を買い上げますので、農家への支援も両立していると言えるかと思います。

このような国際的な情勢も踏まえ、今回基本法の見直しのタイミングで、日本国内においても、海外のように不測時だけでなく平時における食料安全保障として、食料品アクセス困難者や経済的な困難を抱える世帯への食料の安定供給をフードチェーン全体として考えていくべきではないでしょうか。

次の6ページ目からは、5ページ目で御説明いたしましたアメリカとEUの事例について御説明いたします。

まずアメリカの事例ですが、農務省の食料・栄養局が所管する緊急食料支援プログラムというものがございます。こちらは余剰農産物を政府が買い上げ、フードバンクへ提供するという制度ですが、1983年から現在に至るまで40年近く継続して予算が振り分けられ

ておりますので、平時からの継続した施策だと言えます。また、昨今のコロナ禍のような不測時においては、本プログラムを緊急的に拡充するという施策も行われております。具体的には、農務省が5億ドル分の農作物を購入しフードバンクに提供したり、それから、フードバンクに対する運営能力向上のためにインフラ整備として1億ドル以上の支援を緊急的に行うなど、平時における仕組みを不測時に拡大するという施策が行われております。このように平時から食料安全保障対策に取り組むことで、不測時においても効果的な施策を迅速に行うことがアメリカではできております。

次の7ページ目をお願いいたします。

こちらはEUの事例になりますが、EUにはFEADという枠組みがございます。下の図のようにイタリアでは約8億ユーロ、スペイン、フランスにおいても6億ユーロ近くの予算を掛けて複数年で各国の政府が市場から農作物を買い上げ、フードバンクを介して経済的な困難を抱える世帯へ食料安定供給が実施されております。このように欧米では平時における食料安全保障の対策として様々な施策が実施されております。

最後、8ページ目をお願いいたします。

こちらでは、平時における食料安全保障の必要性についてまとめました。皆様にも一昔前に思いをはせていただければ、そういえばそんな時代もあったなと思い出していただけるのではないかなと思うんですけれども、国内では2000年代初頭までは1億総中流社会という意識の中で貧困問題が社会課題として十分に認知されておりました。そのため、基本法制定時における食料安全保障は農作物の凶作や海外からの輸入の途絶など、不測の事態において食料の安定供給を確保するということが主な目的となっておりました。

その後、基本法成立以降、日本国内でも貧困率が上昇いたしまして、平時においても経済的な理由で十分な食料が確保できない世帯が増加しております。そして、リーマンショックと昨今のコロナ禍を経て、国民も貧困問題を社会課題としてしっかりと認知し、また、SDGsに対する理解や意識も高まっておりますので、問題の解決に向けた取組に理解を示すように国民の意識も大きく変化しております。

3ページ目で御説明した子供たちのように大変厳しい状況に置かれた世帯が増えております。是非委員の皆様には、そのような人々が多く存在しているということを念頭に置きながら、基本法見直しのこの機会に、海外のように平時においても経済的な困難を抱える世帯に対して食料の安定供給を行うこと、これを基本法の食料安全保障の概念の中に新たに位置づけることについて積極的に検討を進めていただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長 米山様、ありがとうございました。

事務局、清原様、米山様より頂きました御説明を踏まえまして、この後、委員の皆様より御発言を頂きたいと思います。誠に恐縮でございますが、時間の都合上、お一人3分以内で御発言いただきたいと思います。委員全員から御発言を頂きたいと思っておりますが、特段順番は指定いたしません。ただ、会場、それから、オンラインというふうに4人ずつぐらいお話を頂ければというふうに思っております。

それでは、中家委員、お願いいたします。

○中家委員 全中の中家でございます。

報告、また御説明ありがとうございました。

私からは2点ばかりお話をさせていただきたいと思います。1点目はただいま米山様から報告がございましたが、食料安全保障の位置づけであります。現行の基本法は、おっしゃられたようにいわゆる不測時のみに限定されているということでございますので、これはまず見直すべきではないかなと思っております。1回目の部会でも申し上げさせていただきましたけれども、基本法の制定時に比べまして、食料安定供給という部分で非常にいろんな意味でのリスクが高まっておりますので、改めて平時を含む食料安全保障の強化を基本法の目的として明確に位置づけるべきじゃないかなと思っております。

また、先ほどFAOの食料安全保障の定義に基づいてイギリスあるいはフランスの事例が紹介されましたけれども、これらの事例は大いに参考にすべきじゃないかなと思っております。その上で、改めて我が国としての安全保障の環境を十分考慮した中での我が国としての食料安全保障の定義、これを基本法の中に明記すべきではないかなと思っております。

それから、2点目は貧困対策であります。先ほど報告いただきましたが、これも基本法の見直しの中で重要なテーマになると思っております。フードバンクのほか、子ども食堂などいろんな形で全国に取り組みが広がっておりますが、これは全て民間レベルでの取り組みであります。国としては厚労省が管轄だと思いますが、生活保護あるいは児童扶養手当等の公的支援がありますが、これらは全て現金支給になっているわけなんですね。できればこれらの一部を国産農畜産物の購入に用途を限定した中での支給にすべきじゃないかなと思っております。

それから、その際に先ほどアメリカの例も報告がありましたけれども、アメリカにおける低所得者向けの補助的栄養支援プログラム、いわゆるフードスタンプというのがあり、

これを参考にすべきじゃないかなと思っております。この基本法の見直しに当たっては、フードバンクなり子ども食堂の取り組みと、公的な支援を結びつけた「日本版のフードスタンプ」、これの創設も視野に入れた中で、貧困対策に関する記載を明記すべきじゃないかなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、寺川委員、お願いします。

○寺川委員　基本的に平時でも安定的な食料確保だけでなく、国民が十分に健康的な食生活を営めるようにするという視点は大切であって、この視点は基本法の中にやはり取り入れるべきだなというふうに思います。

一方で、今までの話、前回も含めてなんですけれども、農家の収益が上がれば担い手も生産意欲も増えるんですが、現状は逆でして、例えば現在でいえば資材の高騰とかエネルギーコストの上昇の中で酪農家の離散が非常に加速しているというふうに聞いています。一方で、流通側は今日のお話もありましたけれども、基本的には集客して人を集めて大量にものを売る、効率を重視するというのが実態でして、なかなか安価な競合との中で食品価格というのは抑えたいというのが実態でありまして、現実的には非常に市場の経済の中でコントロールするのが難しいということが現実だと思えます。最終的には賃上げで国民の給料を増やす、そして、需要を喚起するというのが一番大切なんではしょうけれども、まず国民に食料品のコスト構造を十分に理解してもらうということが必要ではないかなと思います。マスコミも生産者側に言及することはありますが、どちらかというと物価統制とか物価のコントロールという話ばかりですので、今の食料品のフードシステム全体に関わるものなんですけれども、どういう形で価格が構成されているのかを十分に理解していただく必要があるのかなと思います。

また、地方ですけれども、当然私もスーパーの役員をやっているわけですが、なかなか人が集まらないところに行くというのは難しくて、そうすると、やっぱりネットスーパーとかそういう形での展開ということになるのではないかなと思います。そうすると、物流コストが宅配になりますので、非常に掛かります。こういう点での公的なサポート等も必要だし、更には高齢者の方々にITとかスマホの活用ができるような体制を組むことも非常に重要になってくるのかなというふうに感じました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

そうしましたら、次はオンラインで御参加の香坂委員、三輪委員、大橋委員が手を挙げていらっしゃいますので、その順番で御発言いただければと思います。

○香坂委員 香坂でございます。

最近、「君たちはどう生きるか」という本を改めてちょっと読んでいたら、陰で「あぶらあげ」と呼ばれる、いじめみたいなのが起きて、お弁当にそれがよく入っている子供がからかわれるというくだりなんですけれども、食べ物というものと人の尊厳というのが非常に深く関わってくるなというふうに感じさせていただく御発表が二つあったかと思います。すみません、余計な発言でした。

経済アクセスと物理アクセス、清原委員から両方大事だということですが、欧州の Farm to Folk（農場から食卓まで）戦略は、生物多様性や環境の戦略と捉えられていることが多いんですが、欧州委員会を含めて、かなり経済的アクセスに関する議論が多いです。もう一方で、私もみどりの食料システム戦略の重要性等々を訴えてきたんですが、一方では行き過ぎた方はちょっと農業バッシング的な動きを見せてしまったりして、逆に報道の中で全農に当たる生産者の代表の方が、我々は文化的景観を守ってきた、そういう活動もしてきたということを訴えなければいけないということで、こういったアクセスとかそういったものが社会的な価値の中でどういうふうに議論されていくのかという視点にも立って、こういう計画の検討を頂けたらいいのかなと思いました。

ちょっと海外の話を中心にお話しさせていただきました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。

御説明、御発表ありがとうございます。現在の状況についてよく理解することができました。

本日のテーマのところでいくと、平時と不測時を両方見据えたような食料安全保障かなというふうに思っております。先ほどから各委員で御言及いただいているように、平時の部分というのはやはり今回しっかりと盛り込んでいく必要があるかなと思っております。全員に食料がきちんと行き渡るということの重要性であったり、社会的弱者の方への配慮というのは、しっかりとどうやっていくのかという方法論も含めて書いていくべきかなと思います。

一方で、先ほどの農林水産省の資料等でもありましたように、こういうふうな形でアク

セスが難しいというふうな問題を農業生産者側の方にしわ寄せが来るというのは、やはり本末転倒かなというふうに思っております。食料安全保障の観点で永続的に食料生産を生産者の方々に担っていただくためには、やはり彼ら自身の事業としてしっかりと継続していくという必要がありますので、今日は11月11日なので、皆さん御存じかと思いますが、もやしの日なんです。今日は業界団体の方からも出られていましたが、原材料費とかいろんな賃金などが上がっているけれども、販売価格を上げてもらえないから赤字で厳しいんだと。少しでも理解してくれと。先ほどの香坂先生のお話とかにも通じる部分かなと思いますけれども、やはりそういうような形で生産者の方々がきちんとモチベーションを保って、若しくは彼らが誇りをもって生産できるような部分というのを十分に配慮した上でのフードセキュリティというのが重要になるかなと思います。

あとは不測時のところでいきますと、先ほどのドイツの食料確保準備法のところで国民の財産権の制約についても定義されていますが、今の我が国の緊急事態食料安全保障指針でも不測時にどういう対応をするかというのは書いてあるんですけども、その実行に当たっては法的根拠がないようなもので、こういうふうにやればいいという流れだけの部分があります。やはり今回基本法の見直しをするときには関連する法案であったり、他省庁が所管しているようなものも含めてだと思えますけれども、いざ不測時が起きたときにきちんとやれるような法的なバックグラウンドを整えておくということも重要かなと思いますので、そこはまた事務局の方でいろいろと検証していただければなというふうに思っております。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、大橋委員、その後、柚木委員、御発言いただきます。

○大橋委員　ありがとうございます。

緊急時における食料安全保障は日々における安定供給ができていなければ機能するものではないと思います。その意味で、平時の安定供給について政策にしっかり取り入れる必要があるということだと思っています。一般に安定供給は需要側で定義されるものだと思います。安定的な供給が満たされているかどうかは需要側が直面する環境によって異なるからであります。今回の御発表においても需要側が直面する境遇や環境及び年齢などによって、安定的に需要側に食料が届けられているか否かということが異なるというお話は、正にその点を御指摘されたものだというふうに思っています。

これまで農業政策においては、自給率という言葉が供給側の目線から議論がなされてい

たと思いますが、需要側の目線に立った安定供給と食料安全保障について政策立案を行っていくという視点を取り入れることが重要だというふうに私、本日認識を新たにしました次第です。このように考えると、食料安全保障を自給率という一つの指標で議論するのは、守るべき国益に対して十分な目配りがますますできなくなる可能性があるのではないかとというふうに懸念をしています。貧困率や年齢あるいは地域におけるアクセシビリティの違いなど、多面的な側面あるいは指標を念頭に置いて議論する必要があるというふうに思います。しっかり行政としてもこうした観点でエビデンスを日頃から収集し、政策立案に遅滞なく活かしていくべきだと思います。

イギリスの事例は先ほど中家委員もおっしゃったように大変参考になると思います。我が国には食料・農業・農村白書という法定の白書がございます。英国の食料安全保障報告書の代わりを十分に果たせるプラットフォームなのかなというふうに思います。この基本法検証部会の機会に、是非政策立案の在り方についてもしっかり議論する場を設けていただければというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 ありがとうございます。

御説明、また御報告、大変勉強になりました。まず1点目なんですけれども、今までも御発言ございましたけれども、平時の食料安全保障の観点につきましては、私も基本法の中にしっかりと盛り込んでいく必要があるというふうに思っております。その場合に、この平時の食料安全保障の取組として具体的に何をどうするかということについて、当然国なり、また、地方自治体の役割というのはあると思うんですけれども、農業生産者、食品関連の事業者、消費者、それぞれの取組の指標といいますか、目に見えるような形で取組を進めていくことが大事だというふうに思っております。これは緊急事態における不測時の食料安全保障についても、家庭における備蓄の問題等含めて具体的な方向性というのが必要じゃないかなというふうに思いました。

それから、2点目なんですけれども、十分に食料を入手できない貧困層の問題、日本においても無視できない状態にあるというふうなことを改めて認識させていただきました。その上で、この問題につきましては食生活の実態について、きちっと把握していくことが大事だというふうに思いますし、その場合には先ほどもお話しありましたけれども、栄養

学とか医学とか専門的な知見も留意しながら検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思ったところであります。

最後ですけれども、農水省の方で御説明いただいた29ページのフランスのEgalim法の関係なのでございますが、このこととEU全体で今直接支払の政策を進められておりますけれども、これとの関係がどういうふうなことになるのか、この辺も確認をきちっとしておく必要があるんじゃないかなというふうに思ったところであります。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、合瀬委員、堀切委員、二村委員、齋藤委員の順番でお願いします。

○合瀬委員　アグリフューチャージャパンの合瀬と申します。

いろいろ御説明ありがとうございました。大変参考になりました。今日の問題の一つは、平時における食料安全保障の問題ですが、不測時だけしかなかったものを平時にも持つてくるというのは異論のないところだと思います。その上で、特に食料へのアクセスの問題については非常に難しい問題だと思っています。というのも原因が様々あって、原因を特定した上で解決策を探す必要がある。一つは貧困の問題であり、それから、教育の問題、もう一つは人口減少の問題が大きいのだと思うんです。そういう中で全ての人が食料に平等にアクセスできるような方法については、それぞれの原因を分析した上できちんと解決策を探らなければならない。フードスタンプというのも一つの解決策だとは思いますが、その場合に市場からも買い上げてやるわけですから、市場機能をゆがめることにはならないのかとか、その辺のこともいろいろ考えながらやる必要があるなと思っています。

それともう一つは、特にこの問題は人口減少、それから、購買力の問題になると、農水省がやるべきところと、それから、国全体としてやるべきことは分けて考える必要があると思います。食を担う省庁ではありますが、貧困等も含めて全体を農林水産省が全て担うというところには若干やっぱり無理がある。この辺はきちんと区分けをしながら解決策を探る必要があるなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員　堀切です。

今日の清原委員、それから、米山委員のお話、大変勉強になりました。フードシステム

のお話、そして、フードバンク、要するに供給と需要サイドからの問題提起だというふう
に理解しておりますけれども、お話を伺っていて、やはり非常に食料の偏在性というのが
見えてきていると。一方で食料が足りない、要するに食へのアクセスが貧困者あるいは高
齢者にとって満足に行き渡っていない。正にこれは平時の食料安全保障の問題だと思いま
すけれども、一方では食品ロスが先ほど520万トンですか、私が聞くとその半分は
家庭から出る食品ロスということだと思います。ですから、一方で貧困あるいは高齢で満
足な食生活が送れない人がいて、一方で家庭内の食生活の中から多くの食品ロスが出てい
るということ、この辺をやはりどう見てどうしていったらいいのかということが非常に重
要なんじゃないかなと。

農産物でも余剰というか、実際に市場に出せる量が逆に少なくて捨てられている野菜が
多い。形が悪いとか、それから、ちょっと虫が食ったからとか、そういうことで捨てられ
ているものがたくさんあるというふうにも聞きますし、そういう食の偏在性というものに
やっぱり目を向けてみるということも大事なんじゃないかなと。そういう点では、やはり
生活者、国民全てが食に対してもっと関心を持つといいですか、私は食育の方の審議の方
にも出させていただいていますけれども、やはり朝食を抜く子供たちだとか満足に3食を
バランスよく食べていないというのは、やっぱり親の世代の食に対する知識が非常に落ち
ているということも大きな問題じゃないかなと思います。

そういう点で、やはり国民が食に対してもっと関心を持って、自分自身の食をもっと大
事に考えるような、そういう流れを作っていかなきゃいけないのかなと。私どもなんかも
食品製造者としていろいろ消費者の方と接することが多いんですけども、例えば賞味期
限と消費期限の違いが分からないで聞いてくるお客様が非常に増えていますね。それから、
昔は賞味期限が過ぎても大丈夫か大丈夫でないかは自分の舌と感覚で判断ができたんです
けれども、今の消費者は賞味期限と書いてあると、もうそれ以降一切駄目なんだと、全部
捨てちゃうとか。例えば私どもは調味料なんていうのは大体1.5倍ぐらいの消費期限を考
えて、内側に賞味期限をうたっているわけです。ですから、使えるんですけども、それ
が使えるか使えないかというのはもう自分で判断できなくて、書いてある文字でしか判断
できない。そういう意味で非常に食に対するやっぱり判断する力というのが非常に国民全
体が落ちてきているんじゃないかなというふうに感じています。

その意味で、そういうこともやっぱり食の偏在ということが起きている一つの原因だと思
いますので、そういうところからもやはり基本法の中で何かうたえることがあればとい

うふうに考えた次第です。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。

最初に質問を一つさせていただきます。後ほどお答えいただければと思います。英国の事例で食料アクセスについての調査と指標のお話がありました。日本の場合は何かこういった国民の食料のアクセス状況を測るような調査ですとか、あるいは代わりになるような指標などあるのかどうか、もし分かれば教えていただければと思います。

意見ということで、一つには今回 F A O の食料安全保障の定義を非常に興味深く読ませていただきました。物理的にも社会的にも経済的にも入手可能、英語で言うとアクセスができるというように書いてありました。これは、手に入るということも重要ですが、一人一人の人が選んで自分で買えるということがとても重要なのではないかと思います。あなたにはこれだけの栄養とこれだけの食物が必要だから、これを食べなさいと言って渡されることではないような気がします。やはり一人一人の消費者が選んで自分が食べたいと思うものを自分で買えるという状況がすごく大事だと。そういうイメージを私はこの定義から持ちました。そういう意味では、やはり安価に、そして、安定的に食料品が買えるような状態というのはとても大事だと思います。

一方で、生産者の皆様からのお話があるように、そのことで生産に係る費用というのが十分に賄えないということであれば、そこに何か問題があるということです。掛かっているコストなどをどうやったら抑えるのか、あるいはどうしても難しいものについてどう公共的に支援できるのか、そういうふうに考えた方が自然なのかと、私は今回この F A O の定義というのを読みました。

それから、フードバンクや子ども食堂の取組は、全国でもいろいろな消費者団体や生協などでも協力をさせていただいていて、本当に大事な活動になっていると思います。そういう意味では、こういう活動がしやすくなるための環境の整備というのはあっていいと思います。ただ、これが基本法の改正が必要なのか、そのことによって後押しされればいいのかとは思いますが、運用だとかあるいは様々な役所間の連携だとか、もっとできることもあるのではないかと思います。また、もしこういったものを社会的な制度として位置づけていくとすれば、例えば学校給食の問題などもきちんと位置付けていく必要があ

るのではないかなと思いました。

そういう意味で、先ほど合瀬先生がおっしゃった、農業基本法の問題だけで対処するというのに無理があるのではないかとされたことは確かにそうだなと思いました。

最後に今回食料のアクセスというと、もちろん生鮮のようにそのまま食べるものもありますが、やはり加工食品の中でどのようにきちんと国産のものが使われていくかということも非常に重要だと思っています。実は私たち生活協同組合でも国産の原材料を使った加工の食品は大変ニーズも高いですし一生懸命作っているわけですが、この後も原材料の生産者の皆様がちゃんと生産していただけるだろうかということは非常に問題だと思っています。生産してそれを加工して流通するという全体のプロセスの中で、課題だとか何か阻害するような要因があるのではないかと考えると、加工食品でどうしてもっと国産のものが使えるようになっていくのか、という視点で考えていくことも必要なのではないかなと思いました。

ちょっとばらばらの意見で申し訳ありませんが、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。

今日は先生方から大変いいお話、特に子供が腹いっぱい食えないという大変ショッキングな話を伺いまして、本当に驚いております。私たち農業者は本当に過剰じゃないかというぐらい生産しておりまして、そして、規格というのがあるって、もう本当に3分の1ぐらいは捨てているというのが現実でございます。本当にもったいないなと思いながら、規格で売れないので出せないという状況がいっぱいございます。そういう規格とか、それから、加工品にして販売する場合の今何か議論しているようではすけれども、スーパーでは賞味期限の3分の2以上残っていないと納品不可ということで一般ではなっていると、そういう現実があり、それも廃棄につながっているんじゃないかなということで大変もったいなく、また、それが全部売れることであればコストも全体で下がるわけです。それから、520万トンという食品ロスというのも片一方で飢えている人がいるのにそれだけ捨てている、何かもっとできることがあるんじゃないかなと今回改めて気付かせていただきました。

フードバンクとか子ども食堂にも我々法人協会の方は積極的に残ったものとか、提供できるものは提供できるように数年前から活動もしておりますし、今後も続けていきたいとまた考えさせられました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 どうもありがとうございます。

私自身はずっと環境金融に携わってきました。今エジプトで気候変動のC O P 2 7が開かれており、私は明日から参りますけれども、この会議でも世界のトップリーダーが集まるダボス会議でも食料危機が重大なテーマです。現在は第6の大量絶滅時代に入っていると言われていて、食料が平時でも危機状態であるという認識が共通化されていて、不測時というのはめったに起こらないけれども、起こっては取り返しがつかないようなリスクのことを言うようになってまいりました。ですので、需要側の目線に立った安全保障の議論を行うことに異存はございません。

御案内のとおり、T N F D（自然関連財務情報開示タスクフォース）というのがございまして、これは金融機関や規制当局、企業が自然資源に関する様々なリスクやビジネスオポチュニティーを開示しなくてはいけないフレームワークで、既に動き出しているわけなのですが、こういった情報が開示されなければビジネスができなくなる恐れがあります。先ほどの事務局の御説明の英国の農業法も、実はその報告書の内容は、ほとんどこのE S G関連の情報とも類似しております。ですので、こういうことが対応できなければ輸出、つまり国際的な食料の確保にはなかなか難しい状態になってくるのではないかというふうに考えております。

価値の見える化というのが最も重要でございまして、先ほどからもほかの委員の方からもおっしゃっていましたが、あまりこの食料システムにおける価値の見える化がされていないのではないかと、少し感じました。フランスのEgalim法もしかり、こういったことは全て、欧州は別にFarm to Folkだけではなくて、あらゆるグリーンディール政策の中でつながっている、特に金融機関への政策につながっている、と思います。

国際的な話でもう一点、今私は外務省の開発協力大綱の改定の会合に参加をさせていただいておりますが、今O D Aが極端に減っております。国際益と国益に対してどう効果的に資するかということを議論しているわけなのですが、その中には我が国の食料危機の話はほんの一、二行しか書かれておりません。O D Aを活用して食料を日本の安全保障にどうつなげるか、つまりライクマインドカントリーを食料の面でどう増やすかというようなことがあまりこちらでは語られていなかったもので、それについてはもしお考えがあればお聞きしたいと思っております。

今度は国内に目を向けまして、食料アクセス、正に地域循環は非常に重要かと思っています。私は脱炭素先行地域の選定委員をさせていただいておりますが、これだけ異常気象が増える中で、地域の生命線である食料、エネルギー、水を今後どのように強靱性を保つかというところを考えている自治体が大変多くございます。ですので、清原先生がおっしゃった届くシステム、少子高齢化におきましては、エネルギー、食料、モビリティ、それから、水、こういったものはどこがどういうふうに関わるのか、自治体だけで到底解決できるものではありません。ドラッグストアのないところもあります。銀行の支店も減っている中、郵便局などの活用もあるのかかもしれないということなどで様々な御提案を頂いております。

私は大学でグリーンビジネスを教えていますけれども、Z世代、SDGsネイティブと言われる小中高生が非常に高い感度でヴィーガンやサステナブルな食料のことを気にしております。例えばこの基本法を検証するにおきましては、彼らの考えを聞くということ、20年後この基本法が、彼らが生きていく世界でどう活きるのかということと一緒に考えているということも重要なのではないかと思います。

最後に、フードシステムも非常に構築は重要ですが、気候変動で上流が壊滅してしまいますと、供給もできませんし、システムも動かないと思います。一省庁で食料安全保障が考えられない世界になると思いますので、是非多角的に政策をお考えいただいて、前提の見直しをしていただければと思っています。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、高槻委員、山浦委員、茂原委員の順番で御発言ください。お願いいたします。

○高槻委員 ありがとうございます。高槻でございます。

まず、平時の話におきましては、フードバンクの今のありようを今日教えていただいた米山さんのお話は大変参考になりました。イスラム教を国教にしている国においては、イスラム教の基本的な五行といわれるルールの中で、モスクを通じた富あるいは食の再分配というのが組み込まれておりますので、そういう国においてはこうした問題は起きないんですけれども、我が国はそういうことではないので、やはり平時においてもフードバンクで取り組まれているようなことを、手を差し伸べるというか手厚くする必要があるなというのを強く感じました。

それから、不測時の話ですけれども、ありとあらゆる不測時を予測することはできない

ので、幾つか起こり得る、あるいは起こる可能性が高いと思われるケースを想定して、それぞれのケースの場合に何ができるのかというのを平時のうちからやっておいた方がいいのではないかと思います。例えば、仮に首都圏に直下型の大きな地震が起きた場合と、全く違うケース、例えば重要な食料を輸入している国の状況が変わって輸入が止まった場合では、同じ不測時でも全く状況が違うわけでございまして、それぞれの場合にどういう対応ができるのかというのをあらかじめ考えておく必要があるんじゃないかならうかと思いました。

最後に、とにかく生産サイドの話が多くなっていて、結果的に自給率という指標がかなり強く出ていますけれども、大橋委員が御指摘されたとおりでありまして、もっと多角的な見方で見ておかないと危ういのかなと思いましたので、そのあたりは工夫していただくのがいいと考えた次第でございます。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

山浦委員、お願いいたします。

○山浦委員　4 Hクラブの山浦です。

今回の問題はかなり農家としての我々の立場からすると、とても難しい問題だなということではあるんですけども、食料安全保障についての問題ということの中でもかなり、先ほどからいろいろありますように複合的な問題が絡んでいるなと思っております。その中で資本主義、競争社会というようなこの国の価値観の中でどういうふうに進んでいくべきなのかというのをもう少し明確にしていきたいなと思っています。

例えば先ほどからアクセス難民とか買い物難民とかいろいろマイノリティーの皆さんの話もたくさん出ている中で、マイノリティー、マジョリティーと単純にそういう難民と言われる方々と一般的な普通の方々というか、その辺に苦しんでいない方々の中でどこを中心どこを基本として考えていくのかというのをもう少し考える必要がある。若しくは基本法だけの問題ではないと思いますけれども、マイノリティー、マジョリティーそれぞれの問題、それぞれ全く別の問題があると思いますので、そこにレイヤーをつけた形で進めていくのかということを考えていかないと、何かそれを全て含んだ上で一つの法であるとか方向性を考えるというのはかなりいびつなシステムになるんじゃないかなというのを少し危惧しております。

少しだけ視点を変えさせていただきますと、先ほどからいろいろ説明していただい

るフードバンクの皆さんであるとか様々な支援、子ども食堂を運営する皆さんたくさんおられるとは思いますが、やはりアメリカとの差というのは先ほど数字でも上がっていましたけれども、その大きな差の一つとして、やっぱりNPOとか支援団体の皆さんの日本国内での立場の差というのがものすごいあるのかなと思います。例えば私もともと国際支援の人間ではあるので、その辺はかなり感じる部分はあるんですが、国内の中でいうとボランティアであつたりとか無償活動みたいなイメージがどうしてもNPOであつたりとか支援というものにはあるけれども、やはりアメリカだったりするとファイナンスで人を集める、お金を集めるようなことに対してかなり積極的に動いているような形があるので、そういうイメージアップであつたりとか、そういう彼らを支援するような形というのも国にあってもいいのかなと。その中で、そうすることで活動家であつたり、かなり優秀な人材がそちらに行くことで、そういう支援活動そのものが大きくなっていったりそこに流れるお金だつたりが増えていくようなこともあるのかなと思っておりました。

あと、最後に先ほどから何回も言われていますけれども、食はとてめごく当たり前のものではないということであつたりとか、ODAを使ってというのは私も前回から言わせてもらっていることなので、略させていただきます。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、茂原委員、お願いいたします。

○茂原委員 皆さんからお話をお伺いいたしました。ありがとうございます。

まず、国民に安定した食料を届けること、このことが国の大きな責任といいますか責務だというふうに思っています。そのためには平常時の安定した供給と需要のバランスを取っていく、これは不測時も同じだと思いますけれども、不測時においても食料が確保できる、そして、供給ができる、このことは同じことだというふうに思っています。

まず、そのためには国内においては供給者である農家が安心して生産できる、いわゆる気候変動であれ飼料、肥料等々の高騰等もあつたりいろいろ変化はあるわけでありましてけれども、その中で安定して生産できる食料を届けることができる、そのことが一番必要なんだろうというふうに思っています。そのことは農家が一定程度の収入はちゃんと確保されて、そして、後継者もしっかりいるんだという基礎的なものをしっかりしておくことが今回の食料安全保障にもつながっていくんじゃないかなというふうに皆さんのお話を聞いて思いました。

特に不測時の外国の例のお話もお聞きをいたしました。日本においてもこれからよりしつかりとした不測時の計画といたしますか、そのものをしつかり作るということが必要なんだろうなという思いを持ちました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。井上委員、よろしくお願いいたします。

○井上委員 井上です。

清原様、米山様、御発表ありがとうございました。清原様の一番最後のページですね、食べ物の作られ方が分かる力、食べ物を作る仕事分かる力というところに生産者として非常に有り難く思いました。前回、齋藤委員からもあったかと思うんですけども、僕ら生産者は儲かる、収支として成り立つ経営をするということももちろん大切なんです、消費者であつたり流通から求められる、喜んでいただける農産物というものがモチベーションに大きくつながりますので、こういった食べ物の作られ方が分かる、食べ物を作る仕事分かるというところは、生産者と消費者の相互交流を作る絶好の機会になるのではというふうに感じました。

また、米山様からありました発表の中でフードバンクの組織基盤の脆弱さというところが非常に気になりました。これはほか委員の方からもありましたけれども、ボランティアという観点から何とか社会にとっていいことだから安い賃金で組織の基盤を作るというところが影響しているのかなというふうに感じたんですけども、もしこのフードバンクの取組を進めるのであれば、ここに公的サポートをしつかり入れていくということが必要であり、組織基盤の強化ということが図られるのであれば、このフードバンクの取組を活用して食料安全保障につながるような活動ができるのではないかと感じました。

具体的には、例えば僕ら生産者の余剰生産分を公的サポートによって買い上げをしていただいて、国産原料を用いた加工品を製造し、これを各地のコンビニエンスストアの中に内包されたフードバンク組織の中で、フードスタンプを活用して生活弱者の方々に配布をするであつたりとか、ほか委員の皆様からの発言の中に課題は課題として重く受け止めていくんですけども、解決の糸口が多く見受けられましたので、こういう組み合わせをもって課題の解決に向かっていければと感じました。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

一通り委員の皆様から御発言いただいたと思いますが、よろしいでしょうか。

以上の御意見、御発言の中で質問が二村委員からアクセス調査の指標があるかないかというお話、それから、吉高委員からODAと食料の問題でしたかね、そこら辺に関しての御意見も兼ねての御質問があったんじゃないかと理解しております。

それから、私の方からのリクエストとしては、高槻委員が不測時のケースごとの対応について確認されたいとのことでしたが農水省の方で御準備をいろいろ頂いていると思うので、御説明いただいた方がよろしいんじゃないかなと思いました。それ以外にもお気づきの点があれば、この後、農水省の方から御発言いただきたいと思います。その前にヒアリングさせていただいたお二人から何か追加で御発言があればと思います。特に清原委員は委員でもいらっしゃりながら、御自分の御発表しか今なかったもので、何か気付いたことがあれば併せて御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○清原委員 御意見ありがとうございました。

私の方からは合瀬委員の方からあった御意見にちょっとお答えしておきたいのですが、例えば人口減少とか高齢化とか、あるいは所得の問題などで農林水産省だけでは対応できない問題は切り離す、別で対応すべきというところが出たのですが、問題として整理するにはそういった発想は十分必要だと思います。ただ、今日私が報告の中でも申し上げたように、到底一つの省庁で解決できない問題ではあるのですが、例えば厚生労働省なども食料品アクセスの問題についてはかなり政策を打っておられて、問題意識も持っておられます。そういったところと、例えば共同で仕事をしていくというようなことも必要ではないかと思います。

私は両方にまたがって見ていることが、学会なども参加することが多いので見ているのですが、同じ目的の山に登ろうとしているのに別のルートからアクセスされて、情報も資源も共有していないというような状態を見受けますので、とてももったいない気がしています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、米山様、お願いいたします。

○米山氏 ありがとうございます。

私からは2点お話しさせていただきたいと思います。まず、フードスタンプについてお話があったかと思うんですが、こちらはすごく慎重な議論が必要になるかと思っています。既存の社会保障の制度の上にこういった制度がプラスアルファで出てくるのであれば貧困層

への支援というのは拡充するんですが、既存の、例えば生活保護の一部をこれに代替するというような形になってしまうと、ますます生活に困窮する方、私が御紹介したような子供たちの生活が大変になってしまうので、新しい政策を上乗せするのであればいいんですけども、予算を削ってフードバンクの支援だとかそういったフードスタンプに置き換えるという部分については、既存の社会保障の制度がより強固なものになるということが大前提になるかなと思っておりますので、その点について御留意いただきたいです。それから、一見すると食料の安定供給は農水省だけでは難しいのではないかという議論も思われる方はほとんどだと思うんですが、やはり現場で活動していて縦割りの問題が非常に難しく、我々は食品ロスを福祉政策に生かすというか困窮する方にお届けするんですが、農水省としてはそういった福祉の提供する部分は補助の対象になりません。厚労省としては食品を集める取組、そこは福祉とは関係ない食品ロスの削減だから我々とは関係ないという考え方になってしまうので、非常に縦割りが色濃く出やすい分野になります。アメリカは農務省がフードバンクを所管しているように、どこか一つの省庁でしっかりと役割、責任を定めて取り組んでいただく方がいいんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、農水省の方から御発言いただきたいと思います。

○総括審議官　まず、二村委員の食料品アクセスの調査等についての質問ですが、例えば36ページに令和3年の調査の内容と書いてありますけれども、ニーズに迫られる形でそういった調査のための予算を取ったというのは行っておりますし、政策検討でもそういったことを研究しています。ただ、非常に対象が限定的であるということと、定時的にこういうものを把握するような体制になっていないという意味で、清原先生が御苦勞されているというふうにお聞きしておりますけれども、かなり限定的なデータしか把握できていないというところが実態であろうかというふうに思います。

吉高委員のODAとの関係でございまして、実は現行基本法でも国際協力の推進という形で海外の食料問題に対して国際協力の支援を行っていくという規定はございます。けれども、やっぱり海外で国際的にちゃんと食料を安定的に生産されるということが日本のためにもなるとか、日本の、第1回目でやったように、輸入の安定につながっていくみたいな、もうちょっと突っ込んだような議論、考察というのは必要なかなと考えているところでございます。

高槻委員からあった現在の不測時の話については、ちょっと担当から説明をさせていただきますけれども、平成24年、4ページでちょっと説明を省いたところがございますけれども、不測の要因等の定義を行っておりますけれども、ただ、三輪委員がおっしゃったような形でこれがドイツ、イギリスと比べた形での法的な形での整理というところについては、もうちょっと考察が必要なのかなと思っています。

○大臣官房参事官 政策課参事官の小峰と申します。

4ページをお開きいただきたいんですけれども、緊急事態食料安全保障指針において、不測の事態という前提が左側にありますとおり、レベル0、レベル1、レベル2と置いてあります。一番シリアスなレベル2というのが1人1日当たりの供給量が2,000キロカロリーを下回ると予測される場合、これが現在の体重が維持できなくなるというようなことを考えています。

その前のレベル1という段階は特定の品目が平時の供給量を2割下回るということで、これも制定当時はまだ平成5年の米の不足というものが色濃くイメージされていたという前提だと思います。レベル0というのは、このようなレベル1に到達するおそれがあるということでレベル0というのを設けております。

6ページをお願いしたいんですが、実際に私どもでこの指針に基づいたシミュレーション演習というのを何度かやっておるんですけれども、これは6ページの右下にあるように、今言った全体の供給という観点から行っております。平成27年度については国内の不作により米の生産が減少、世界的な不作で小麦、トウモロコシの輸入も減少される。令和元年度のときはこれに加えてレベル2まで実際に供給が不足するような事態と。それから、令和3年度も同じように世界的な不作により小麦、大豆、トウモロコシの輸入が減少すると。このときはちょっとコロナの対策もあったものですから、末端の方で供給が不足するというので、消費者まで届かないというふうなことも前提に置きながら、こういったシミュレーション演習を行っております。

○総括審議官 1点補足ですけれども、食料・農業・農村基本法自体は必ずしも実行するのは農水省だけで行う施策ではなくて、政府全体で全省庁が行うべき施策というものを基本的には規定するものでございますので、実際の施策の中身が農水省に偏っていると、運用に当たっては縦割りの問題があるというのはおっしゃるとおりだと思いますので、是非そういう観点から農水省だけではない施策についてもしっかりと反映すべきみたいな御指摘については、しっかり御議論いただければというふうに考えています。

○中嶋部会長 御質問いただいた委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は本当に様々な視点から御意見を頂いたと思っております。需要の側面、供給の側面から見るとか、国内事情、国際的な視野から食料の安全保障の問題を考察する。今不足しているものが何かということの御指摘は多々あったと思います。

それで、私から最後にしゃべる特権を使わせていただいでちょっとだけお話をさせていただきますと、今直面している様々な問題が現時点での社会情勢や経済情勢に基づくものなのか、それとも大きな構造的な変化があって、今後もずっとこのことに対処していかなければいけないのか、というあたりが気になるところですが、どうも構造的な変化が起きているので、今までの枠組みを直していかなければいけないということではないかと思っております。

それで、1999年に基本法ができたときのいろいろな枠組みというのは、もしかするとそれ以前の、いわゆる昭和の時代の社会情勢というものをある程度引きずって制度設計したものがあんじゃないか。そのときのポイントは人口が増えていく、経済が大きく成長していく、それから、都市化が大いに進むということではないかなと思っております。そのときの食料問題を解決するためには、とにかく供給力をつける、輸入も使いながら供給力を高めるということだったと思いますけれども、その後に大きく人口面、経済成長面、都市面の事情が変化したことに合わせて、供給力の向上についてはもっときめの細かい対応をしていくための、制度的改革が必要なのではないかと思っております。

今日のフードバンクのお話を伺っていて非常に興味深いのは、90年代に想定していなかった、例えばN G OとかN P Oの方々の役割というのは非常に大きくなっている。そういう目で基本法を見たときに、私がちょっと読み込めていないのかもしれないんですが、その方々がステークホルダーとして法律の中に入っていないのではないかなと。食品産業の事業者の中に読み込めるのかもしれませんが、そういった方々が活躍されているという事態を見据え、それは大変な問題を背景に進んでいるわけですが、そういったステークホルダーを広げるような考え方も必要ではないかなと思っております。

フードバンクに頼らざるを得ない方々を支える上で国も非常に重要な役割を果たしておりますけれども、地方公共団体が、もっと現場に近いところの行政がどのように関わるのかというあたりは、基本法に書いてある地方公共団体の責務というものに組み込まれているのかというあたりも、今日伺っていて気になったところでございます。

平時でも、それから、不測時でも、きちんと食料を安定して供給できるのかという問題は食料供給力の評価というものに関わってくると思うんですけれども、その構成は国内生産力と輸入力と備蓄からなります。不測時の事態が何によって起因するかにもよりますけれども、国内生産力と輸入力がどれだけの対応力があるのかというあたりも、もう一度評価が必要かと思います。聞き逃したところもあるかもしれませんが、そういう観点からしたときに備蓄の問題がこの３回で余り取り上げられなかったような気がいたしますので、この後の追加資料の形で結構ですが、備蓄について次回以降で御用意いただければと思います。一応私の認識では、今回で食料・農業・農村の中の食料についてのヒアリングは終わったと思っておりますけれども、今後また食料に関して御意見がある場合には、会議の中で御発言を頂いたり意見を提出していただいたりできればと思っております。

委員の皆様から何か追加で御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の議題はここまでとしたいと存じます。

それでは、最後に野村農林水産大臣から一言お願いいたします。

○農林水産大臣 野村でございます。

今日は第３回目の食料・農業・農村政策審議会の基本法検証部会を開催させていただきました、ただ私は途中からしか入れなかったのですが、素晴らしい御意見をいっぱい頂いたのと、こんなふうに使っております。我々も一生懸命、今このことについての検討は進めておりますけれども、何せやはり皆さん方、いろんな各界、各層の経験の豊富な皆さん方の御意見というのは大変すばらしくて有り難い、こんなふうに使っております。

私は常々この役所の幹部の皆さん方に申し上げておるんですけれども、いよいよ今年がターニングポイントだよということでございまして、これからの日本の農業は変わっていく、変わっていかなければならないと。先ほど御意見を頂きました、我々が担っている食料の安定供給、このことについてどう考えているか、どう日本の農業を変えていくのかという視点が非常に大事だということを申し上げております。したがって、今日、米山様、そして清原様からいろんな御意見を頂きまして、我々も気付かない点が多々ありましたので、大変参考になりましたことを御礼申し上げたいと思います。

今日頂きました有益な御意見を踏まえまして、我々としても今後の検討を進めていきたいと思っておりますので、これからも皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○中嶋部会長 野村大臣、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見などなければ本日の審議はここまでとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から次回の日程について御説明をお願いいたします。

○政策課長 次回の基本法検証部会におきましても、有識者ヒアリングを行いたいと思います。テーマは人口減少下における担い手の確保を予定しております。日程等の詳細につきましては、調整がつき次第また御連絡させていただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会といたします。
どうもありがとうございました。

午後 3 時 3 4 分 閉会